

令和8年4月9日

保護者 各位

岡崎市立北中学校
校長 早川 周宏

給食発注の変更手続きについて（依頼）

日頃は、北中学校の教育に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
学校給食の発注について、特別に配慮すべき事由が生じた場合、給食提供日の8日前（土日祝含まず）までに学校へご連絡いただければ、変更（キャンセル）することができます。本校では、連絡の行き違いによる変更の誤りを防止するため、下記のとおり届出の取扱いを定めました。ご確認の程よろしくお願いいたします。

記

1 変更届出の対象

給食提供日の8日以上前（土日祝含まず）に特別に配慮すべき事由により、給食発注をキャンセルする場合

2 届出方法

- (1) 在籍する学級の担任に給食発注を変更する連絡をする。
- (2) 「学校給食欠食届」（裏面参照）を学校から受け取り、または、北中学校ホームページからダウンロードして、必要事項を記入して学校に提出する。

3 その他

- (1) 「1 変更届出の対象」の期限までにご連絡いただけなかった分については、給食を食べていない場合であっても、給食費は請求されます。
- (2) 裏面に「学校給食欠食届」を掲載しました。必要に応じてご活用ください。記載例については北中学校ホームページをご確認ください。
- (3) **ラーケーションに伴う欠食申請は、ポータルサイト「つばさ」から申請**をしてください。（ラーケーションに伴う欠食申請時は「学校給食欠食届」の提出は不要です。）

（担当：北中学校 給食発注担当 電話 22-8740）